

環境うえだ

回 覧

平成29年10月1日号

生活環境部

生活環境課 (電話23-5120)

廃棄物対策課 (電話22-0666)

ごみ集積所でのマナーを守りましょう！

現在、上田市には約3700箇所のごみ集積所があります。ごみ集積所へは決められた曜日・時間に上田市のごみ指定袋を使って出すことになっています。

ごみを出す際の主な注意点

必ず上田市の指定袋を使い、
きちんと分別してください

生ごみは入れる前に水切りをし、
「燃やせるごみ」の指定袋で出してください

1回に出せる袋の数は、各種別2袋まで、
1袋の重さは、概ね10Kg以下としてください

地域ごとに決められた
曜日・時間に出してください

ごみ指定袋には自治会名と
氏名(フルネーム)を書いてください

自分が住んでいる場所の
最寄の決められた集積所に出してください

ごみ集積所等の維持管理は利用する皆さんで行いましょう

ごみ集積所と資源物回収所の維持管理は各自治会にお願いしています。ごみ集積所等を利用する場合は、掃除当番など地域でルールを決めていただき、利用者の皆さんが協力して管理していただくようお願いします。

・ごみ集積所に出された「ルール違反ごみ」・資源物回収用コンテナ



テレビ等のルール違反ごみ



☆コンテナは汚れやすく、悪臭や虫等が発生しやすいため、定期的に洗っていただくよう御協力をお願いします。

信州うえだ ごみ減量大作戦
「わけて(分別)！・へらして(減量化)！・いかそう(資源化)！」
～ あなたのひと手間 「ごみ」から「資源」に～

(裏面も御覧ください)

野焼きで近所に迷惑をかけていませんか？

家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却（野焼き）は、法律に基づき禁止されています。

絶対に燃やさないでください。違反すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方を科せられる場合があります。



例外で認められている焼却は、以下のとおりです。

- ㊦ どんど焼きなど風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ㊦ 稲わら・果樹の伐採した枝の焼却、土手焼きなど農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却
- ㊦ たき火や剪定した庭木の焼却など日常生活の中で通常行われる軽微な焼却（※）
- ㊦ 寒い日などに暖を取るための焼却（一斗缶を使用した程度のもの）

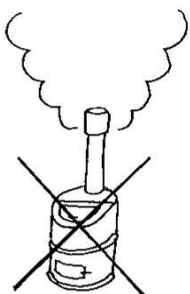
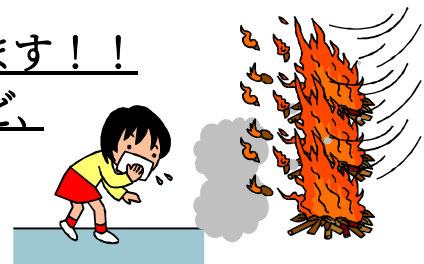
※軽微な焼却とは、煙の量やにおいが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

以下の点に注意してください。

- ⚠ 草木をよく乾燥させてから、煙がたくさん出ないように少しずつ焼却する
- ⚠ 焼却前に消防署へ連絡し、焼却中は火事にならないよう、絶対にその場を離れない
- ⚠ 時間や風向きに配慮し、事前に一声かけていただくなど、ご近所に迷惑をかけないようにする
- ⚠ ドラム缶・焼却炉（ブロックで囲んだものを含む）を使用せずに焼却する
- ⚠ 自然物といっしょに自然物以外のごみ（プラスチック・ゴム・段ボール・レジ袋等）を燃やさない

ただし、例外で認められた焼却であっても、大量の煙やにおいが発生し、「草木を燃やしていてけむたい」、「窓を開けられない」、「洗濯物ににおいがついて困る」

という苦情が市役所に寄せられる場合があります！！
できるだけ土へ還すか、ごみ集積場に出すなど、適正に処理しましょう。



野焼きに関する問い合わせは・・・

生活環境課又は各地域自治センター市民サービス課まで

上田市役所（本庁）	生活環境課	23-5120
丸子地域自治センター	市民サービス課	42-1054
真田地域自治センター	市民サービス課	72-0154
武石地域自治センター	市民サービス課	85-2827